

(令和5年1月)

NPO法人のみなさまへ

仙 台 市

法人の設立等届出及び法人市民税の 申告・納付についてのご案内

特定非営利活動法人（NPO法人）は、事業内容にかかわらず、法人市民税の届出及び申告・納付が必要です。

※NPO法人の所轄庁担当課（仙台市市民協働推進課）に対して行う法人設立・運営に関する申請・届出とは別に、法人市民税担当課（仙台市市民税企画課）に対して届出及び申告・納付を行う必要があります。

※宮城県にも別に届出等が必要です。詳しくは、管轄の県税事務所にお問い合わせください。

届 出

次の場合には、事実発生の日から30日以内に市民税企画課に対して届出を行ってください。

手続きが必要なとき	届出書類
<ul style="list-style-type: none">・仙台市内に新たに法人を設立し、市内に事務所等を設置したとき・仙台市外に本店(主たる事務所)のある法人が、仙台市内に初めて事務所等を設置したとき	法人等設立（設置）届出書
<ul style="list-style-type: none">■すでに「法人等設立（設置）届出書」を市民税企画課へ提出済の場合・名称の変更や事務所所在地の異動・廃止等、届出内容に変更があったとき・収益事業を開始（廃止）したとき	法人等異動届出書

※届出書様式は、別添をご覧ください。

また、仙台市ホームページからも様式をダウンロードできます。

<https://www.city.sendai.jp/shinsesho/download/bunyabetsu/shize/shiminze/index.html>

申告・納付

◇収益事業を行っていない場合◇

毎年4月30日までに「市民税の均等割申告書」により申告を行い、申告した税額を納付してください。

※税額は、事務所・事業所のある区ごとに50,000円となります。

※市民税企画課に届出をされている場合には、申告時期が近くなりましたら、申告書をお送りします。様式は仙台市ホームページからもダウンロードできます（前頁下段）。

※収益事業を行わないNPO法人については、法人市民税の減免制度が適用される場合があります（申請期限は毎年4月30日まで）。詳しくは、市民税企画課法人課税係にお問い合わせください。

◇収益事業を行っている場合◇

事業年度終了の日から2か月以内に、「法人市民税確定申告書」により申告を行い、申告した税額を納付してください。

※市民税企画課に届出をされている場合には、申告時期が近くなりましたら、申告書をお送りします。様式は仙台市ホームページからもダウンロードできます（前頁下段）。

※法人市民税の減免制度の適用はありません。

◆収益事業とは◆

法人税法施行令第5条に規定されている事業を言います（注）。

現在行っている事業が「収益事業」に該当するかどうかについては、主たる事務所の所在地を管轄する税務署にご確認ください。

（注）特定非営利活動促進法でいう「特定非営利活動」であっても収益事業に該当する場合があります。

<お問い合わせ>

仙台市市民税企画課法人課税係

〒980-8671 仙台市青葉区二日町1番1号（仙台市役所北庁舎4階）

TEL：022-214-1102

法人等設立（設置）届出書

法人番号

受付印

令和 年 月 日

(あて先) 仙台市長

次のとおり届出します。

本店
所在地

〒

電話 () -

(フリガナ)
法人名

(フリガナ)
代表者
氏名印

代表者住所

〒

電話 () -

送付先
(連絡先)

〒

電話 () -

1 設立登記年月日

明・大・昭・平・令 年 月 日

2 仙台市における
事務所等の名称、
所在地、設置年月日

名称

所在地

設置年月日

(仙台市における主たる事務所等)

区

・ ・

上記以外の市内の事務所等

区

・ ・

区

・ ・

3 事業年度

月 日 から 月 日 まで

4 資本金又は出資金の額

5 主たる事業種目

6 仙台市以外の事務所等

有 (県外・県内) 無

7 法人税の申告期限の
延長の処分

有 (カ月) 無

8 連結納税の承認

有 無

連結事業年度 月 日 ~ 月 日

(名称)
連結親法人
(所在地)

9 一般社団法人・
一般財団法人である場合

普通法人 公益法人等 (非営利型法人)

10 公益法人等である場合

収益事業を行う 収益事業を行わない

11 その他
()

12 関与税理士

電話 () -

添付書類

1. 定款の写し
2. 履歴事項全部証明書(商業登記簿謄本)の写し
3. その他 ()

管理番号

(〇一・五)

※仙台市内を本店とする法人を設立した場合、または仙台市外を本店とする法人が仙台市内に新たに事務所等を設けた場合に、必要事項を記載し30日以内に届け出てください。

この届出書の提出先・お問い合わせ先は、**仙台市 財政局 市民税企画課 法人課税係**です。

仙台市 財政局 市民税企画課 法人課税係 TEL: 022-214-1102

〒980-8671 仙台市青葉区二日町1番1号 (仙台市役所北庁舎4階)

法人等設立(設置)届出書

法人番号 **737**

記載例
(NPO法人用)

受付印

登記・定款の内容に従って
記載してください。

令和 5 年 1 月 14 日

(あて先) 仙台市長

次のとおり届出します。

本店
所在地

〒 980-8671
仙台市青葉区国分町3丁目7番1号

電話 (022) 261-1111

(フリガナ)

トクテイヒエイリカツドウホウジン センダイアオバ

法人名

特定非営利活動法人 せんだい青葉

(フリガナ)

センダイ イチロウ

代表者
氏名印

仙台 一郎

代表者住所

〒 980-8701
仙台市青葉区上杉1丁目5番1号

電話 () -

送付先
(連絡先)

〒
電話 () -

1 設立登記年月日

明・大・昭・平・**令** 4 年 12 月 15 日

仙台市内にある全ての事務所・事業所を記載してください。

名称

所在地

設置年月日

2 仙台市における
事務所等の名称、
所在地、設置年月日

本部

(仙台市における主たる事務所等)
青葉区 国分町3-7-1

4・12・15

上記以外の市内の事務所等

宮城野事業所

宮城野区 五輪2丁目12-35

4・12・15

区

・

3 事業年度

4 月 1 日 から 3 月 31 日 まで

4 資本金又は出資金の額

0 円

5 主たる事業種目

まちづくりの推進に関する活動

6 仙台市以外の事務所等

有 (県外・県内) 無

7 法人税の申告期限の
延長の処分

有 (カ月) 無

8 連結納税の承認

有 無

連結事業年度 月 日 ~ 月 日

9 記載不要です。

(名称)

連結親法人 (所在地)

9 一般社団法人・
一般財団法人である場合

普通法人 公益法人等 (非営利型法人)

10 公益法人等である場合

収益事業を行う 収益事業を行わない

11 事業内容について、収益事業に該当するかどうか、
事前に税務署に確認してください。

12 関与税理士

定款と商業登記簿謄本を添付してください。
(どちらも写しで構いません)

添付書類

- 1 定款の写し
- 2 履歴事項全部証明書(商業登記簿謄本)の写し
- 3 その他 ()

※仙台市内を本店とする法人を設立した場合、または仙台市外を本店とする法人が仙台市内に新たに事務所等を設けた場合に、必要事項を記載し30日以内に届け出てください。

法人等異動届出書

受付印

法人番号

令和 年 月 日 (あて先) 仙台市長 次のとおり届出します。	本店所在地	〒 電話 () -
	(フリガナ) 法人名	
	(フリガナ) 代表者氏名印	

届出事項等の異動	事由	異動前	異動後	異動年月日 (登記年月日)
	<input type="checkbox"/> 法人名 <input type="checkbox"/> 本店所在地 (※1) <input type="checkbox"/> 事務所等所在地 (<input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 追加 <input type="checkbox"/> 廃止) <input type="checkbox"/> 資本金又は出資金の額 <input type="checkbox"/> 代表者・代表者住所 <input type="checkbox"/> 事業年度 (※2) <input type="checkbox"/> 申告期限の延長 <input type="checkbox"/> 送付先 (連絡先) <input type="checkbox"/> その他 ()			

※1 本店移転後の旧本店の状況 廃止 継続

※2 事業年度変更後の最初の事業年度： 年 月 日 ~ 年 月 日

合併・分割	<input type="checkbox"/> 合併 年 月 日	合併法人： 被合併法人：
	<input type="checkbox"/> 分割 年 月 日	分割承継法人： 分割法人：
※ 仙台市内の事務所等を、合併法人 (分割承継法人) に <input type="checkbox"/> 引き継ぐ <input type="checkbox"/> 引き継がない		

連結納税	連結納税の <input type="checkbox"/> 開始 <input type="checkbox"/> 廃止	連結事業年度	月 日 ~ 月 日
	届出法人が連結納税を行う	<input type="checkbox"/> 最初の事業年度	年 月 日 ~ 年 月 日
		<input type="checkbox"/> 最後の事業年度	年 月 日 ~ 年 月 日
連結親法人	(名称・所在地)		

事業の廃止等	<input type="checkbox"/> 解散 (破産) 年 月 日	清算人 住所
	<input type="checkbox"/> 清算終了 年 月 日	(管財人) 氏名 電話 () -
	<input type="checkbox"/> 休業 年 月 日から	連絡先 住所 氏名 電話 () -
	休業に至る理由等	

その他事項	
-------	--

関与税理士	電話 () -
-------	----------

添付書類 (届出内容に応じた書類を添付)	<input type="checkbox"/> 履歴事項全部証明書 (商業登記簿謄本) の写し <input type="checkbox"/> 合併契約書・分割計画書又は分割契約書の写し <input type="checkbox"/> 事業年度変更に係る定款・議事録の写し <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 連結納税・申告期限延長に係る法人税の書類の写し
-------------------------	---

※届出内容に異動が生じた場合に、必要事項を記載し30日以内に届け出てください。

管理番号

この届出書の提出先・お問い合わせ先は、仙台市 財政局 市民税企画課 法人課税係です。

仙台市 財政局 市民税企画課 法人課税係 TEL: 022-214-1102

〒980-8671 仙台市青葉区二日町1番1号 (仙台市役所北庁舎4階)

法人等異動届出書

法人番号 737

記載例
(NPO法人用)

<収益事業を開始した場合>

受付印

令和 5年 3月 14日
(あて先) 仙台市長
次のとおり届出します。

本店所在地
〒 980-8671
仙台市青葉区国分町3丁目7番1
電話 (022) 261-1111

(フリガナ) トクテイヒエイリカツドウハウジン センダイアオバ
法人名 特定非営利活動法人 せんだい青葉

(フリガナ) センダイ イテロウ
代表者氏名印 仙台 一郎

届出事項等の異動	事由	異動前	異動後	異動年月日 (登記年月日)
	<input type="checkbox"/> 法人名 <input type="checkbox"/> 本店所在地 (※1) <input type="checkbox"/> 事務所等所在地 (□移転 □追加 □廃止) <input type="checkbox"/> 資本金又は出資金の額 <input type="checkbox"/> 代表者・代表者住所 <input type="checkbox"/> 事業年度 (※2) <input type="checkbox"/> 申告期限の延長 <input type="checkbox"/> 送付先 (連絡先) <input checked="" type="checkbox"/> その他 (収益事業開始)	届出内容に変更があった項目に <input checked="" type="checkbox"/> 印を付け、異動前・異動後の内容を記載してください。		収益事業開始

※1 本店移転後の旧本店の状況 廃止 継続

※2 事業年度変更後の最初の事業年度: 年 月 日 ~ 年 月 日

合併・分割	<input type="checkbox"/> 合併	合併法人:
	年 月 日	被合併法人:
	<input type="checkbox"/> 分割	分割承継法人:
	年 月 日	分割法人:
※ 仙台市内の事務所等を、合併法人 (分割承継法人) に <input type="checkbox"/> 引き継ぐ <input type="checkbox"/> 引き継がない		

連結納税	連結納税の <input type="checkbox"/> 開始 <input type="checkbox"/> 廃止	連結事業年度	月 日 ~ 月 日
	届出法人が連結納税を行う	<input type="checkbox"/> 最初の事業年度	年 月 日 ~ 年 月 日
		<input type="checkbox"/> 最後の事業年度	年 月 日 ~ 年 月 日
連結親法人	(名称・所在地)		

事業の廃止等	<input type="checkbox"/> 解散 (破産)	清算人 住所
	年 月 日	(管財人) 氏名
	<input type="checkbox"/> 清算終了	電話 () -
	年 月 日	
	<input type="checkbox"/> 休業	住所
	年 月 日から	連絡先 氏名
	休業に至る理由等	電話 () -

その他事項	届出内容に応じた必要書類を添付してください。
関与税理士	
	電話 () -

添付書類 (届出内容に応じた書類を添付)	<input type="checkbox"/> 履歴事項全部証明書 (商業登記簿謄本) の写し <input type="checkbox"/> 合併契約書・分割計画書又は分割契約書の写し <input type="checkbox"/> 事業年度変更に係る定款・議事録の写し <input checked="" type="checkbox"/> その他 (税務署への収益事業開始届の写し) <input type="checkbox"/> 連結納税・申告期限延長に係る法人税の書類の写し
----------------------	--

※届出内容に異動が生じた場合に、必要事項を記載し30日以内に届け出てください。

管理番号

(令和5年1月)

仙 台 市

<仙台市の税務署管轄区域>

【主たる事務所・事業所の所在地が仙台市青葉区にある場合】

仙台北税務署 〒980-8402 仙台市青葉区上杉1丁目1番1号 電話番号:022-222-8121	
あ	青葉町、赤坂1~3丁目、あけぼの町、旭ヶ丘1~4丁目、愛子中央1~6丁目、愛子東1~6丁目、荒巻(字青葉、字三居沢を除く。)、荒巻神明町、荒巻中央、荒巻本沢1~3丁目、芋沢、梅田町、大倉、小田原4~8丁目、落合1~6丁目、折立1~6丁目
か	貝ヶ森1~6丁目、花京院1・2丁目、柏木1~3丁目、春日町、上杉1~6丁目、上愛子、川平1~5丁目、菊田町、北根黒松、北根1~4丁目、北山1~3丁目、木町通1・2丁目、木町、国見1~6丁目、国見ヶ丘1~7丁目、熊ヶ根、栗生1~7丁目、国分町3丁目、小松島1~4丁目、小松島新堤、郷六
さ	鷺ヶ森1・2丁目、作並、桜ヶ丘1~9丁目、三条町、子平町、下愛子、昭和町、星陵町、西花苑1・2丁目
た	台原1~7丁目、台原森林公園、高野原1~4丁目、高松1~3丁目、滝道、千代田町、堤通雨宮町、堤町1~3丁目、角五郎1・2丁目、東照宮1・2丁目、通町1・2丁目
な	中江1・2丁目、中山1~9丁目、中山台1~4丁目、中山台西、中山吉成1~3丁目、新坂町、西勝山、錦ヶ丘1~9丁目、錦町1・2丁目、新川、ニッカ
は	支倉町、八幡1~7丁目、葉山町、東勝山1~3丁目、広瀬町、福沢町、藤松、双葉ヶ丘1・2丁目、二日町、本町1~3丁目
ま	水の森1~4丁目、南吉成1~7丁目、みやぎ台1~5丁目、宮町1~5丁目、向田、茂庭
や	山手町、吉成1~3丁目、吉成台1・2丁目
ら	臨済院
仙台中税務署 〒984-0015 仙台市若林区卸町3丁目8番5号 電話番号:022-783-7831	
あ	青葉山、荒巻字青葉、荒巻字三居沢、一番町1~4丁目、五橋1・2丁目、大手町、大町1・2丁目、霊屋下
か	片平1・2丁目、花壇、川内(全)、北目町、国分町1・2丁目、米ヶ袋1~3丁目
さ	桜ヶ岡公園
た	立町、中央1~4丁目、土樋1丁目

【主たる事務所・事業所の所在地が仙台市宮城野区にある場合】

仙台北税務署 〒980-8402 仙台市青葉区上杉1丁目1番1号 電話番号:022-222-8121	
あ	安養寺1~3丁目、岩切、岩切1~3丁目、岩切分台1~3丁目、大槻、小田原1~3丁目、小田原牛小屋丁、小田原金剛院丁、小田原清水沼通、小田原大行院丁、小田原広丁、小田原山本丁、小田原弓ノ町
か	花京院通、蟹沢、車町、小鶴、小鶴1~3丁目
さ	幸町1~5丁目、清水沼1~3丁目、新田1~3丁目(仙台中税務署管内を除く。)、自由ヶ丘、仙石
た	燕沢、燕沢1~3丁目、燕沢東1~3丁目、鶴ヶ谷、鶴ヶ谷1~8丁目、鶴ヶ谷北1・2丁目、鶴ヶ谷東1~4丁目、鉄砲町中、鉄砲町西、鉄砲町東
な	名掛丁、二の森
は	原町4・5丁目、東六番丁、東仙台1~7丁目
ま	柞江、松岡町、元寺小路
仙台中税務署 〒984-0015 仙台市若林区卸町3丁目8番5号 電話番号:022-783-7831	
あ	銀杏町、出花1~3丁目、扇町1~7丁目、岡田、岡田西町
か	蒲生、蒲生1・2丁目、五輪1・2丁目
さ	栄1~5丁目、白鳥1・2丁目、新田3丁目9番(5・6・8・12・16号を除く。)、10~12番・13番(6・8・10・11・13・16号を除く。)、15番51号・18~21番、新田4・5丁目、新田東1~5丁目、仙台港北1・2丁目
た	高砂1・2丁目、高瀬町、田子、田子1~3丁目、田子西1~3丁目、館町1・2丁目、榴ヶ岡、榴岡1~5丁目、鶴巻1・2丁目、鉄砲町
な	中野、中野1~5丁目、苦竹1~4丁目、西宮城野、二十人町、二十人町通
は	萩野町1~4丁目、原町1~3丁目、原町6丁目、原町苦竹、原町南目、東宮城野、日の出町1~3丁目、福住町、福田町1~4丁目、福田町南1・2丁目、福室、福室1~7丁目、平成1・2丁目
ま	港1~5丁目、南目館、宮城野1~3丁目、宮千代1~3丁目

【主たる事務所・事業所の所在地が仙台市若林区にある場合】

仙台中税務署 〒984-0015 仙台市若林区卸町3丁目8番5号 電話番号:022-783-7831

【主たる事務所・事業所の所在地が仙台市太白区にある場合】

仙台南税務署 〒982-8551 仙台市太白区柳生2丁目28番2号 電話番号:022-306-8001

【主たる事務所・事業所の所在地が仙台市泉区にある場合】

仙台北税務署 〒980-8402 仙台市青葉区上杉1丁目1番1号 電話番号:022-222-8121